日新火災
東京海上グループ

Disclosure 2026

2026年3月期の日新火災における経済価値ベースの
ソルベンシー・マージン比率の開示

次の一歩の力になる。

2026 年 10 月 29 日
日新火災海上保険株式会社

「2026 年 3 月期の日新火災における経済価値ベースの ソルベンシー・マージン比率」の開示

日新火災海上保険株式会社(取締役社長:織山　晋、以下「当社」)は、当社の経営の健全性に関する情報を取りまとめた「2026 年 3 月期の日新火災における経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率」を開示します。

2026 年 3 月期決算より「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

新しい計算基準では、ソルベンシー・マージン比率が 100%以上であれば一定の健全性が確保されていることを示しています。

当社の経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率は、100％以上となっており、十分な支払余力を確保しています。

なお、2026 年 3 月期については、制度導入初年度における経過措置の適用に伴い、2026 年 10 月に開示するものです。

目 次

業績データ

事業の状況

直近の二事業年度における保険会社に係る保険金等の
支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率) 02

ソルベンシー・マージン比率 03

直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに
適格資本の額及び所要資本の額 04

直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項 05

直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項 06

経済価値ベースのバランスシートに関する事項 07

外国証券の種類別差異調整に関する事項 12

保険負債の商品別差異調整に関する事項 13

ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の
感応度分析に関する事項 14

ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項 15

ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要 15

事業の状況

直近の二事業年度における保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

区分(単体ベース)		2024年度 (2025年3月31日現在)	**2025年度 (2026年3月31日現在)**	**増減**
Tier1適格資本の額(B)−(C)	(A)	—	**126,439**	—
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	—	**134,153**	—
算入制限のないTier1資本調達手段の額		—	**10,194**	—
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		—	—	—
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		—	**123,958**	—
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	—	**7,714**	—
Tier2適格資本の額(E)−(F)−(G)	(D)	—	**763**	—
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	—	**763**	—
Tier2資本調達手段の額		—	—	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		—	**763**	—
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	—	—	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	—	—	—
適格資本の額(A)+(D)	①	—	**127,202**	—
生命保険リスクの額	(a)	—	**2,494**	—
損害保険リスクの額	(b)	—	**22,523**	—
巨大災害リスクの額	(c)	—	**18,581**	—
市場リスクの額	(d)	—	**37,621**	—
信用リスクの額	(e)	—	**3,556**	—
オペレーショナル・リスクの額	(f)	—	**4,576**	—
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	—	—	—
分散効果の額	(h)	—	**25,753**	—
所要資本の額(税効果考慮前)(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)−(h)	(i)	—	**63,600**	—
所要資本の税効果の額	(j)	—	**14,246**	—
所要資本の額(税効果考慮後)(i)−(j)	②	—	**49,354**	—
ソルベンシー・マージン比率　①／②		—	**257.7%**	—

(注)「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)及び第87条(通常の予測を超える危険に対応する額)並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率とは

○ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。
この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

○2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。
そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（=ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。
この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。
2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益などが含まれます。
これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。
適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。
Tier1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。
Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。
所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

事業の状況

直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位:百万円)

要約(単体ベース)			
項　　目	2024年度 (2025年3月31日現在)	**2025年度 (2026年3月31日現在)**	**増減**
適格資本の額(A)	—	**127,202**	**—**
所要資本の額(B)	—	**49,354**	**—**
ソルベンシー・マージン比率((A)／(B))	—	**257.7%**	**—**

直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項

適格資本の額の構成（単体ベース）

（単位：百万円）

項　　目		2024年度 （2025年3月31日現在）	**2025年度 （2026年3月31日現在）**
Tier1適格資本の額（(B)－(C)）	(A)	―	**126,439**
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	―	**134,153**
算入制限のないTier1資本調達手段の額		―	**10,194**
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		―	**―**
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		―	**123,958**
剰余金等の額又は利益剰余金等の額		―	**88,092**
資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額		―	**6,310**
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額		―	**△5,147**
その他の拠出金等の額		―	**―**
経済価値ベースの調整額		―	**34,704**
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	―	**7,714**
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額		―	**7,714**
繰延税金資産の額		―	**―**
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額		―	**―**
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額		―	**―**
自己のTier1資本調達手段への投資の額		―	**―**
不適格再保険資産の額		―	**―**
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		―	**―**
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)）	(D)	―	**763**
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	―	**763**
Tier2資本調達手段の額		―	**―**
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額		―	**―**
払込済みTier2資本調達手段の額		―	**―**
払込未済のTier2資本調達手段の額		―	**―**
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		―	**763**
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額		―	**―**
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額		―	**―**
Tier2バスケット（上限適用後）の額		―	**763**
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	―	**―**
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額		―	**―**
自己のTier2資本調達手段への投資の額		―	**―**
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	―	**―**
適格資本の額（(A)＋(D)）		―	**127,202**

事業の状況

直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項

所要資本の額の構成（単体ベース）

（単位：百万円）

項　　目		2024年度（2025年3月31日現在）	**2025年度（2026年3月31日現在）**
生命保険リスクの額	（A）	—	**2,494**
損害保険リスクの額	（B）	—	**22,523**
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額		—	**4,987**
自動車保険類似の商品に係るリスクの額		—	**11,854**
財物保険類似の商品に係るリスクの額		—	**9,862**
その他保険に係るリスクの額		—	**707**
巨大災害リスクの額	（C）	—	**18,581**
巨大自然災害リスクの額		—	**15,801**
日本における地震に係るリスクの額		—	**6,502**
日本における風水災に係るリスクの額		—	**14,319**
日本における雪災に係るリスクの額		—	**1,538**
外国における巨大自然災害リスクの額		—	**—**
その他の額		—	**—**
その他の巨大災害に係るリスクの額		—	**9,776**
マネジメント・アクションの効果の額		—	**—**
市場リスクの額	（D）	—	**37,621**
金利リスクの額		—	**2,754**
スプレッドリスクの額		—	**5,523**
株式リスクの額		—	**27,001**
不動産リスクの額		—	**6,344**
為替リスクの額		—	**453**
資産集中リスクの額		—	**10,710**
マネジメント・アクションの効果の額		—	**—**
信用リスクの額	（E）	—	**3,556**
オペレーショナル・リスクの額	（F）	—	**4,576**
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	（G）	—	**—**
分散効果の額	（H）	—	**25,753**
所要資本の額（税効果考慮前）（(A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)）	（I）	—	**63,600**
所要資本の税効果の額	（J）	—	**14,246**
所要資本の額（税効果考慮後）（(I)－(J)）		—	**49,354**

（注）1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。
2. 生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。

経済価値ベースのバランスシートに関する事項

2025年度(2026年3月31日現在)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)

(単位:百万円)

科　　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額(イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	350,918	454	12,824	364,197
現金及び預貯金	54,801	3,313	—	58,115
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	7,871	62,309	—	70,181
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	182,994	△64,634	39,244	157,604
国債	55,026	—	△336	54,690
地方債	1,752	—	—	1,752
社債	20,173	—	—	20,173
株式	2,640	—	39,385	42,025
外国証券	103,401	△64,634	195	38,962
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	8,626	—	—	8,626
有形固定資産	23,742	—	3,458	27,200
土地	14,427	—	5,821	20,249
建物	7,493	—	△2,363	5,130
リース資産	—	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—	—
その他の有形固定資産	1,821	—	—	1,821
無形固定資産	7,714	—	—	7,714
ソフトウェア	7,635	—	—	7,635
のれん	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—
その他の無形固定資産	78	—	—	78
前払年金費用	2,829	—	1,468	4,297
繰延税金資産	27,789	—	△27,789	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—		—
貸倒引当金	△191	—	—	△191
投資損失引当金	—	—	—	—
その他資産	34,740	△2,697	—	32,043

事業の状況

（単位：百万円）

科　　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額（イ+ロ+ハ）
特別勘定等の資産	—	—	—	—
再保険回収額		2,162	△3,556	△1,394
負債の部				
総負債	317,188	△65,264	△21,879	230,043
保険負債（保険契約準備金）合計	287,090	△88,968	△30,482	167,639
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				—
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）	226,932			162,892
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額				4,747
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	60,158	△60,158	—	—
非保険負債合計	30,098	23,703	8,602	62,403
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）	—	—	—	—
その他の準備金	—	34,925	—	34,925
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—
退職給付引当金	4,283	—	△1,124	3,159
役員退職慰労引当金	—	—	—	—
その他の引当金	522	—	—	522
価格変動準備金	5,561	△5,561	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	9,726	9,726
再評価に係る繰延税金負債	—	—		—
未払法人税等	2,563	—	—	2,563
その他負債	17,167	△5,661	—	11,506
純資産の部				
純資産	33,730	65,719	—	134,153
株主資本合計	38,877	65,719	—	104,596
資本金	10,194	—	—	10,194
新株式申込証拠金	—	—	—	—
再評価積立金	—	—	—	—
資本剰余金	6,310	—	—	6,310
利益剰余金	22,372	—	—	22,372
規制上の準備金		65,719	—	65,719
（−）自己株式	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—

（単位：百万円）

科　　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ+ロ+ハ）
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）	△5,147	―	―	△5,147
その他有価証券評価差額金	△4,835	―	―	△4,835
繰延ヘッジ損益	△312	―	―	△312
土地再評価差額金	―	―	―	―
為替換算調整勘定	―	―	―	―
退職給付に係る調整累計額	―	―	―	―
株式引受権	―	―	―	―
新株予約権	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
経済価値ベースの調整額				34,704

（1）根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

（2）継続企業の前提に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表の作成時点から、当事業年度の末日における経済価値ベースのバランスシートの作成時点までにおいて、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に変更は生じていません。

（3）経済価値ベースのバランスシートの作成方針

ア．資産の評価方法

①当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

Ⅰ．資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的債券を時価に評価替えをしています。

ただし、子会社株式は、貸借対照表計上額により評価しています。

なお、組替え対象とした投資信託等については、可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき、時価を計上しています。

また、市場価格のない株式の時価評価について、金額的重要性の高い銘柄には比較会社評価倍率技法を適用しています。一方、金額的重要性の低い銘柄には、プロポーショナリティ原則を適用し、純資産価額方式により時価評価を行っています。

Ⅱ．再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。

なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額についてはプロポーショナリティ原則を適用し、回収不能想定額の計算を省略しています。

Ⅲ．繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を反映しています。

②当社は、資産の評価において、「①Ⅰ．資産の部に計上される金融商品等」及び「①Ⅱ．再保険を付した保険契約の再保険回収額」に記載の通り、一部の市場価格のない株式、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用しています。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

事業の状況

③当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮していません。
④当社は、資産の評価において、再保険回収額の将来キャッシュ・フローの前提条件の設定方法について、エキスパート・ジャッジメントを適用しています。

イ.負債の評価方法

①当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

Ⅰ.経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

ⅰ.認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。ただし、先日付有利契約については、プロポーショナリティ原則を適用し、認識の対象外としています。

ii.将来キャッシュ・フローの見積り

a.契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。

b.将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。また、金融庁告示第74号第15条第1号に定める手法(以下、「第一の簡便法」といいます)に用いるコンバインドレシオ・新契約費については直近の実績によって設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

生命保険契約等に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患(りかん)率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する前提は、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積っています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っています。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っています。

ただし、重要性がないと認められる計算単位については、プロポーショナリティ原則を適用し、日本基準の財務会計の負債を基に見積りを行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しています。

iii.割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合(「保険契約ポートフォリオ」といいます)ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。主な保険契約ポートフォリオごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
JPY	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

iv.MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

Ⅱ.負債の部に計上される金融商品等

該当事項はありません。

②当社は、負債の評価において、主に下表のプロポーショナリティ原則を適用し、簡便的な取り扱いとしています。

プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

	原則的な取り扱い	簡便的な取り扱い
1	保険契約に係る将来キャッシュ・フローの算出において、基準日に認識されている全ての契約を考慮することとする。	先日付有利契約を将来キャッシュ・フローに含めていない。
2	現在推計は保険契約に係る将来キャッシュ・フローを割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均とする。	既経過負債のうち、重要性がないと認められる計算単位については、各将来時点の将来キャッシュ・フローの予測は行わず、日本基準の財務会計の負債を基に算出している。

③当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮していません。

④当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提条件の設定についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しています。

ウ.経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(4)経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(5)経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

ア.会計上の見積りに関する事項

①経済価値ベースの保険負債

Ⅰ.当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額167,639百万円

Ⅱ.会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ⅰ.当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記(3)イ.負債の評価方法に記載のとおりです。

ⅱ.当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記(3)イ.負債の評価方法に記載のとおりです。

a.損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。また、第一の簡便法に用いるコンバインドレシオ・新契約費については直近の実績によって設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

生命保険契約等に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患(りかん)率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する前提は、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積っています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っています。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っています。

事業の状況

ただし、重要性がないと認められる計算単位については、プロポーショナリティ原則を適用し、日本基準の財務会計の負債を基に見積りを行っています。
それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しています。

b. 割引率に関する前提
注記(3) イ① I iii. 割引率に記載のとおりです。

イ. 会計上の見積りの変更
本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(6) 特別勘定等の資産
「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額)はありません。

(7) 重要な後発事象
重要な後発事象は生じていません。

外国証券の種類別差異調整に関する事項

2025年度(2026年3月31日現在)

外国証券の種類別差異調整(単体ベース)

(単位:百万円)

項　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額(イ+ロ+ハ)
外国証券	103,401	△64,634	195	38,962
国債	—	393	—	393
地方債	—	19,189	—	19,189
社債	605	12,772	—	13,378
株式	3,649	—	195	3,844
その他	99,146	△96,989	—	2,156

(注)本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

保険負債の商品別差異調整に関する事項

2025年度(2026年3月31日現在)

保険負債の商品別差異調整(単体ベース)

(単位:百万円)

項　　目	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額(MOCEの額を除く)
保険負債	226,932	3,835	△32,328	△2,901	△32,645	162,892
生命保険契約等	19,562	—	△5,545	1,968	30	16,016
損害保険契約等	207,369	3,835	△26,782	△4,870	△32,675	146,875
未経過責任に係る保険負債	147,832	1,486	△30,361	△3,557	△26,418	88,981
財物保険類似	82,732	1,415	△15,015	△3,296	1,494	67,331
自動車保険類似	25,303	—	△9,824	△162	3,096	18,412
賠償責任保険類似	7,022	49	△4,994	△167	643	2,553
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	40	20	△56	0	1	5
その他保険	32,733	—	△469	69	△31,654	678
既経過責任に係る保険負債	59,536	2,349	3,578	△1,313	△6,256	57,894
財物保険類似	11,072	363	△89	△85	303	11,564
自動車保険類似	33,701	16	3,225	△910	△1,758	34,275
賠償責任保険類似	9,282	3	612	△276	7	9,630
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	△14	—	△5	—	—	△19
その他保険	5,494	1,964	△163	△41	△4,809	2,444
再保険回収額	—	3,835	7,276	△190	△12,315	△1,394
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	3,835	7,276	△190	△12,315	△1,394
未経過責任に係る保険負債	—	1,486	7,280	△188	△10,643	△2,064
財物保険類似	—	1,415	6,915	△188	△9,950	△1,807
自動車保険類似	—	—	329	0	△490	△160
賠償責任保険類似	—	49	23	—	△155	△83
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	20	△22	0	—	△1
その他保険	—	—	34	0	△46	△11
既経過責任に係る保険負債	—	2,349	△3	△1	△1,672	670
財物保険類似	—	363	△3	△1	—	358
自動車保険類似	—	16	—	0	—	16
賠償責任保険類似	—	3	△3	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	1,964	3	0	△1,672	295

(注)生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の内訳である各項の記載を省略しております。

事業の状況

ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(当期末の数値との差額)

感応度分析(単体ベース)

(単位:百万円)

項　　目	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	257.7%	0.7%	△0.8%	△1.2%	1.3%	—	△2.3%	3.9%
適格資本の額	127,202	209	△225	△903	972	△13	△1,970	—
総資産	364,197	△2,141	2,256	△1,254	1,351	—	△2,537	—
保険負債の額(MOCEを除く)	162,892	△2,387	2,519	—	—	12	—	—
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	4,747	△44	49	—	—	5	—	—
非保険負債の額	62,403	81	△87	△351	378	△5	△566	—
純資産の額	134,153	209	△225	△903	972	△13	△1,970	—
所要資本の額	49,354	△49	56	△122	130	1	△326	△747
生命保険リスクの額	2,494	△187	209	—	—	7	—	—
市場リスクの額	37,621	23	△23	△167	179	—	△502	△1,106

ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

1. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

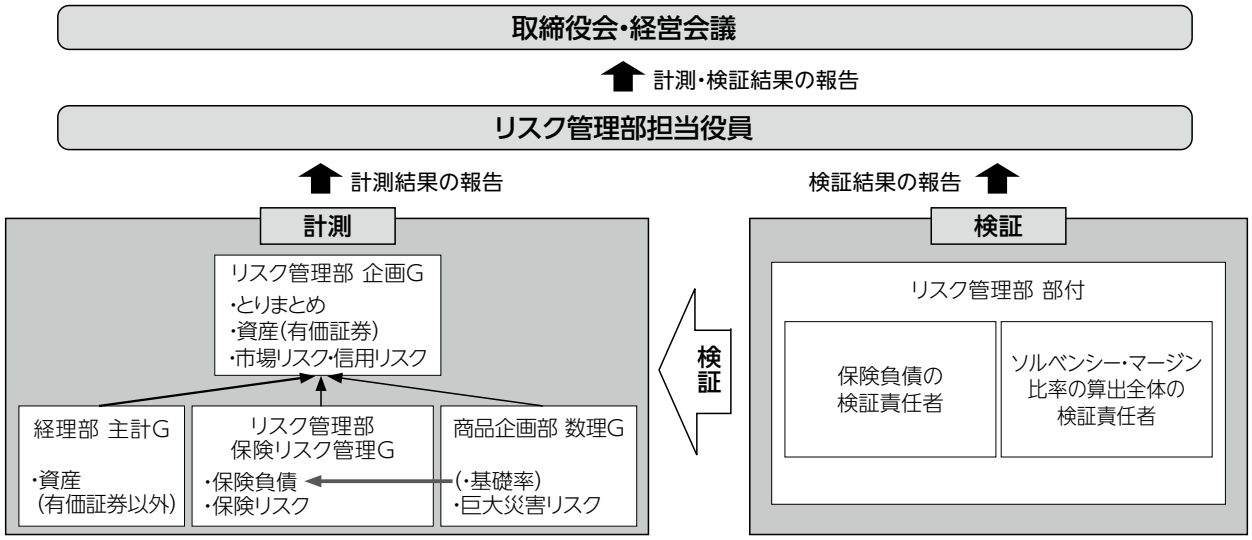
現在推計の額の計算に係る前提及び手法については、「経済価値ベースのバランスシートに関する事項(3)経済価値ベースのバランスシートの作成方針 イ. 負債の評価方法」に記載のとおりです。

2. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

所要資本の額の計算において、為替予約および再保険をリスク削減手法として認識し、そのリスク削減効果を反映しています。

ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門(以下、「業務部門」)から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者(以下、「検証責任者」)を選任しております。検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任に当たっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理又は保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。



日新火災海上保険株式会社

〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

TEL. 03-3292-8000（大代表）

https://www.nisshinfire.co.jp/

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

FASF